The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	植民地時代末期台湾の「地方議会」とその実態（一）
Author(s)	謝, 政徳
Citation	阪大法学. 2012, 62(1), p. 45-73
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60167
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

植民地時代末期台湾の「地方議会」とその実態（一）

謝　政　徳

目　次

はじめに
第一章　「地方議会」の構造
　第一節　「地方議会」の組織・構成
　第二節　「地方議会」の権限（以上、本号）
第二章　「地方議会」における台湾人「議員」
　第一節　文官総督期の「地方議会」
　第二節　武官総督期の「地方議会」
おわりに

はじめに

本稿は、昭和一〇年植民地台湾の改正地方制度によって設置された「地方議会」[1]の構造およびその実態の一端を明らかにすることによって、植民地時代末期台湾の「地方議会」が近代台湾地方自治史上にどのような役割を果たしたのかを解明するものである。

昭和一〇年、台湾の地方自治制度[2]には大きな改正が行われた（以下では、昭和一〇年改正とも記す）。改正の目玉は、大正九年以来、「自治行政」の一環として設けられていた官選かつ諮問機関の州・市・街庄の協議会に手直しが加えられて、選挙制度が実施されたこと、そして州・市に議決機関である議会が設置されたことである。一方、このような「地方議会」には厳しい制限も加えられていた。とくに、選挙制度については、納税資格を課する制限選挙であり、選挙の対象となるのは議事機関構成員の半数であった。地方団体の議事機関の半数官選制は、「外地」と呼ばれる帝国日本の統治地域では類似した制度がなく、昭和一〇年改正の独自の制度であったといえよう。

従来、この昭和一〇年改正について、主に民族運動史や統治政策史の観点から選挙制度の導入を植民地抵抗運動の関連に焦点を当てて言及されてきた。これらの研究では、昭和一〇年改正の選挙制度は、「内地延長主義」に基づいたものであり、一九二〇年代以来の台湾議会設置請願運動に従事してきた台湾人政治エリートを懐柔・籠絡することにより、被統治者の台湾人全体を「帝国臣民」＝「日本人」に統合しながら総力戦体制を構築していくための政策であったと述べられている[3]。そのため、昭和一〇年改正は、「台湾人の政治的意欲をかきたてるものにはならず、改正後の「地方議会」は、制度上の制限もあって、「執行機関に対して対抗勢力となった形跡はない」、「統治の装飾的な存在[5]」であった、という消極的な評価しか与えられてこなかった[4]。

ところで、昭和一〇年選挙制度導入の政治過程に焦点を当てた岡本真希子氏の研究は、「一九三〇年代の変動する時代の諸集団の相関関係」を改めて検討したとき、台湾人の政治運動には「台湾総督府の「内地延長主義」への誘導に収斂されていった側面」も確かに存在したが、それ以外に「主体性を持ちながら「最善」・「次善」の選択肢を模索しながら存在していた側面[6]」も見られる、という興味深い指摘をされている。ただ、このような主体性を持った台湾人政治運動が改正後の「地方議会」にどのように関わったのかは、十分に実証されておらず、「地方議

会」に進出した台湾人政治エリートが総督府の政策に対してどのような態度をとったのかは明らかにされていない。

これまでの研究では、選挙制度の導入と植民地抵抗運動との関連にのみが注目され、昭和一〇年改正のもつ国民統合の側面とそれに対する台湾人政治運動の対応が解明・検討されてきた。しかしながら、昭和一〇年改正が「地方議会」の構造や権限にどのような変化をもたらしたのか、またそのような「地方議会」に進出した台湾人がどのような活動を繰り広げていったのかについてはほとんど注目されていない。このような研究状況を踏まえて、以下では本稿の課題を述べておきたい。

第一は、昭和一〇年改正が半数官選制を採用した理由および改正後の「地方議会」の構造を明らかにすることである。従来の研究では、台湾の選挙制度の導入は「日本統治への協力者を養成することを意図した政策」[7]であり、「総動員体制構築のための統合機能の役割を担っていた」[8]側面を持つものであったと指摘されている。しかし、こうした理解では、なぜ、半数の「地方議員」しか選挙できないという制限を加えたのかは必ずしも十分に説明されていない。というのは、日本統治への協力を調達する意図が込められた植民地朝鮮の地方選挙[9]は、昭和一〇年の時点で道会では三分の二民選、府会・邑会・面協議会では全員民選を採用したのである。この点を明らかにするためには、昭和一〇年改正の意図を再検討しなければならないであろう。そして、この点を前提に本稿では、昭和一〇年改正によって設置された「地方議会」がどのような仕組みを有したのかを明らかにしていく。

第二は、改正後の「地方議会」に参入した台湾人の行動を実証的に検討することである。近年の植民地朝鮮政治史の研究では、「支配と抵抗」の中間領域において、植民地政府に協力しながら「抵抗」するという朝鮮人の行動様式が存在したと指摘されている[10]。つまり、植民地統治下の朝鮮人の多くは、暴力的な手段により植民地権力を否定し打倒するのではなく、植民地権力との交渉や妥協を通じて、自民族あるいは地域社会の利害に関わる要求を実

現させようとしたというのである。このような視点から、朝鮮人が道会などの「地方議会」に参入したことは、「植民地支配そのものを真正面から峻拒する志向が保持されたこととともに、新たに植民地支配の中で要求を実現させていこうという志向」[11]を秘めていた、と評価されている。さらに、このような朝鮮人の植民地統治下の政治経験が解放後の南北朝鮮の建国に一定の影響を与えたとの指摘もある。[12]本稿では、このような近年の植民地朝鮮政治史の議論を参考にしつつ、昭和一〇年改正に台湾人がどのように対応したのかを明らかにする。「内地延長主義」の建前からすれば台湾全島レベルの「台湾議会」の設置がありえなかった植民地統治下において、地方団体レベルとはいえ、選挙制度と議決機関の導入およびその運用は、近代台湾の地方自治にとって貴重な政治的経験であり、戦後台湾の政治発展の方向性に一定の影響を与えたと考えられる。

以上のような課題設定のもと、本稿の構成について述べておく。第一章では、「地方議会」の構造を明らかにする。まず、「地方議会」の構成について、半数官選制の採用理由を明らかにしたうえで、市会の選挙結果を中心に考察する。つぎに、「地方議会」の組織と権限について、従来の官選協議会と比してどのような変更点が加えられたのかを検討する。第二章では、このような「地方議会」に進出した台湾人の活動について、文官総督時期と武官総督時期に分けて、「地方議会」の議事過程を数多く紹介している『台湾日日新報』などを利用してその実態に迫ることにする。

第一章　「地方議会」の構造

第一節　「地方議会」の組織・構成

昭和一〇年四月一日、全文改正の台湾州制（律令第一号）、台湾市制（律令第二号）、台湾街庄制（律令第三号）

が公布された。改正法は、議決機関の州会・市会と諮問機関の街庄協議会の構成について次のように規定する。

「地方議会」の議長は、官吏の州知事、市尹と待遇官吏の街庄長がこれを兼ねる（州制五条、市制七条、街庄制七条）。「地方議員」は名誉職であり、任期は現行の二年から四年に改められた（州制一二条、市制一四条、街庄制一四条）。また、副議決機関の州参事会・市参事会が設置された。州参事会は、州知事、内務部長、名誉職参事会員――定数六人、州会議員よりこれを選出する（州制二二条）――から構成されて、市参事会は、市尹、助役、名誉職参事会員――定数六人、市会議員からこれを選出する（市制二四条）――から構成される（州制二一条、市制二三条）。ちなみに、「地方議員」の定数は本国よりも制限されている。たとえば、本国の市会議員の定数は人口五万未満の市が三〇人であることに比べ、同じ人口五万未満という条件のもとで、台湾の市会議員の定数は、二四人となっている。[13]

市会議員と街庄協議会員の半数は、市街庄住民による直接選挙であったが、州会議員の半数は、市会議員と街庄協議会員による間接選挙であった（州制七条、市制・街庄制九条）。残りの半数については、州会の場合は台湾総督、市会の場合は州知事、街庄協議会員の場合は州知事・庁長が、州会・市会議員と街庄協議会員の「被選挙権ヲ有スル者ニシテ学識名望アルモノノ中」からそれぞれ任命すると規定している（州制一〇条、市制一三条、街庄制一三条）。

市会議員・街庄協議会員の選挙権者の資格要件は、「一、帝国臣民たる年齢二十五歳以上の男子たること　二、独立の生計を営む者たること　三、六ヶ月以来市街庄住民たること　四、六ヶ月以来台湾総督の指定された市街庄税（地租割、営業税割、戸税割）年額五円以上を納める者たること」と規定されている（市制・街庄制第一〇条）。被選挙権者は、選挙権者から、在職の判官（判事）、検察官（検事）、警察官吏、収税官吏、小学校及び公学校の教

員、市街庄税滞納処分中の者、選挙事務に関係ある官吏、待遇官吏、市街庄の有給吏員を除いた者とされた。[14] ちなみに、朝鮮と同様、台湾でも公民の規定は設けられなかった。

それでは、なぜ、選挙権者の資格要件の一つである納税額が五円以上と設定されたのであろうか。この点について、台湾総督府が第六七回帝国議会に提出した「地方制度改正説明書」[15] は、つぎのように説明している。

即チ相当ノ資産ヲ有スル者ハ一般ニ文化ノ程度高ク其ノ思想亦穏健着実ニシテ市街庄ノ行政ニ対シテモ割合ニ関心ヲ有ス之ガ発展ニ寄与シ得ベシト思料セラル而シテ其ノ金額ヲ市街庄税年額五円以上トセルハ内地朝鮮ノ例ニ鑑ミ且内台人有権者数ノ比率ヲ考慮セルニ依ル

納税額制限を設けた理由は、「相当ノ資産ヲ有」し「思想亦穏健着実」の資産家を地方行政に参加させようとすることである。そして、納税額五円以上とされた理由は、「内地朝鮮ノ例」を参考にし、かつ「内台人有権者数ノ比率ヲ考慮」した結果によるものと説明されている。

それでは、朝鮮地方選挙の納税額が五円以上と設定された理由は何なのであろうか。糟谷憲一氏は、朝鮮総督府の秘密文書「選挙制度ノ沿革並ニ現状」において、「調査ノ結果、納税五円以上トスルトキハ、何レノ府モ、有権者ハ内鮮人同数若クハ内地人多数ト為ルベキ資料ヲ得タルヲ以テ、之ヲ五円以上ト定メタル」と記されていることを紹介し、納税額五円以上とされた最大の理由は、府協議会での日本人が多数を占めるようにするためであったと指摘されている。[16] 昭和五年改正以降、朝鮮総督府の統計によれば、昭和六年の議決機関の府会選挙（府の数が一四）において、日本人有権者が三六、八二六名、朝鮮人有権者が二一、六七三名であったという（朝鮮人が多数を占

めた府会は開城府のみ[17]。選挙制度が導入されて約一一年経過したが、府における日本人有権者は依然として多数であった。このような朝鮮の施行状況を参考して台湾総督府は、「内台人有権者数ノ比率ヲ考慮」し、納税額を五円以上と設定したと考えられる[18]。

しかし、台湾の選挙制度では、納税資格による制限選挙のみならず、朝鮮にはない半数官選という制限も設けられた。それでは、台湾の地方選挙には、なぜ半数官選制が必要とされたのであろうか。

昭和一〇年の第六七回帝国議会において、台湾地方制度改正に対する反対論が盛んに展開された。それらの反対論は、選挙制度の導入が「内台融和」を阻害するという民族間対立危惧論を中心とするものであった[19]。このような議論に対して、児玉秀雄拓務大臣（在任期間：昭和九年一〇月～昭和一一年三月）は、「州、市、街、庄ノ議員ハ何レモ半数官選、半数民選」と説明したうえで、次のように述べている。

> 此街庄ハ主ニ本島人ガ多イノデアリマス、併シ此街庄ハ御承知ノ通リニ諮問機関ト致シテ置キマスノデアリマス、是ハ選挙コソ行ヒマスケレドモ、従来ト毫モ違ハナイノデアリマスノデ、其点ハ私ハ先ヅ是デ差支ナイモノト考ヘテ居リマス、而シテ斯クナケレバ或ハ内地人ト台湾人トノ間ガドウナルカト云フ御疑念モアルカト思ヒマスルガ、市竝ニ州ニ於キマシテハ、半数ガ官選議員デアリマスル結果ト致シマシテ、現在ノ諮問機関ト其比例ヲ大体同ジクスル積リデアリマスノデ、大体ニ於キマシテ調子好ク参ル積リニ考ヘテ居リマス[20]（傍点は筆者、以下は同じ）

児玉拓務大臣は、街庄協議会については、選挙を行っても、それが諮問機関のままであるので、「是デ差支ナイ

モノ」と説明しており、議決機関の州会・市会については、半数官選制によってその議員数が「現在ノ諮問機関ト其比例ヲ大体同ジ」ようにするつもりであると答弁した。それでは、児玉のいう「民族比」は具体的にどのようなものであったのか。昭和七年の総督府の調査によれば、全体として「州・市・街・庄協議会員選任の歩合は百に対し内地人一五本島人八五の割合」であり、「州及び市に於て遥かに内地人の数が多数を占めて居るが、街庄に於ては本島人協議会員の数が多数」[21]であったという。半数官選制の狙いは、議決機関の州会・市会では日本人が多数であり、諮問機関の街庄協議会では台湾人が多数であるという協議会時代の「内台人比率」を新制度下においても維持しようとしたことにあったといえよう。

さらに、児玉拓務大臣は改正意図を次のように述べている。

> 併シ政治ノ目的ハ大衆ノ理解ヲ得、大衆ガソレニ依ッテ幸福ヲ得、而シテ大衆ガ満足スル実際的ノ問題ヲ処理シテ行クノガ政治デアリマス……今回ノ漸進的ノ地方制度ノ改善ト云フモノハ、趣旨ガ徹底シテ居ルト実ハ考ヘテ居ルノデアリマス、而シテ之結果ガ民族的対立ヲ激成スルトハ私ハ考ヘテ居リマセヌ、アベコベニ御互ニ今迄潜行的ニ潜ンデ居ッタル所ノ不平、又腹ノ中ニ有ッテ居ッタル所ノ意見、是等ガ自由ニ交換サレル所ノ機会ハ、即チ御互ノ意思ノ疎通トナリ精神的融和トナリ、茲ニ初メテ渾然タル一体ヲ成スベキ最モ好イ機会ヲ与ヘルモノト私ハ考ヘテ居リマス、ソレ故ニ今回ノ自治制ノ改正ハ内台融和ニ向ッテ貢献スル所ノ一ツノ段階デアルト、御説明ヲ申上ゲテ居ルヤウナ次第デアリマス[22]

今回の地方制度改正の目的は、「今迄潜行的ニ潜ンデ居ッタル所ノ不平、又腹ノ中ニ有ッテ居ッタル所ノ意見、

是等ガ自由ニ交換サレル所」を設置することにある。そして、このことは「御互ノ意思ノ疎通トナリ精神的融和トナリ、茲ニ初メテ渾然タル一体ヲ成スベキ最モ好イ機会ヲ与ヘルモノ」であり、「内台融和ニ向ツテ貢献スル所ノ一ツノ段階」である、と児玉は説明した。以上の児玉の答弁から、昭和一〇年改正は、植民地権力と被植民側との間に対話の場を設け、「内台融和」をはかることにあったといえよう。[23] つまり、議決機関と選挙制度の導入など自治権拡充により台湾人の植民地統治に対する合意を調達することにその狙いがあったのである。

他方で、この改革が台湾統治の安定を損ねることがないようにする配慮も欠かしていなかった。児玉拓務大臣は、制限選挙を実施するとともに、台湾人が多数居住する街庄協議会には議決権を与えず、さらに半数官選制を採用して、官選協議会時代と同様の民族比を作り出そうとしていたのである。

それでは、半数官選制がいつ改革の要点として構想されるに至ったのであろうか。この点について、史料上の制約により必ずしも明らかではないが、[24] 昭和九年四月、台湾総督府が斎藤実内閣に提出した「地方自治制度ノ改正ニ就テ」[25] に以下のような箇所が確認できる。

議員ノ半数ヲ一定ノ納税及居住ヲ資格要件トシタル選挙人ニ依ル民選議員トシ之ニ半数ノ官選議員ヲ配シテ議事機関ヲ組織セシメ（州ニ於ケル民選議員ハ市、街、庄議員ノ複選ニ依リ選出セシメ更ニ之ニ半数ノ官選議員ヲ配シテ州会ヲ組織ス）州、市ニ於テハ之ヲ議決機関トシ街庄ニ於テハ従来通リ諮問機関ニ止メ置カントスルモノニシテ其ノ他ハ議事機関ノ権限ニ属セシメタル事項ノ範囲、執行機関ノ総テ官吏タル等従来ト異ナルコトナク、尚ホ州、市ニ於テ議事機関ヲ議決機関トナスニ伴ヒ、解散、停会、取消、原案執行等ニ関スル厳重ナル監督方法ヲ定メタリ而シテ改正制度ニ依リ選出セラルヘキ議員ノ内台人比率等モ現行制度ノ下ニ於ケル比率と

署ホ同様ナルコトヲ期待シ得ヘキモノナリ

ここから総督府は、少なくとも昭和九年四月の時点で半数官選制を構想していたことがわかる。しかも、この資料では、議決機関の設置に応じて「解散、停会、取消、原案執行等ニ関スル厳重ナル監督方法」も設けられるほか、制限選挙と半数官選制をセットにした理由は、「内台人比率等モ現行制度ノ下ニ於ケル比率と署ホ同様ナルコトヲ期待シ得」ることにある、ということも明白に述べられている。半数官選制を採用する総督府の狙いは、先にみた児玉拓務大臣の答弁とほぼ同様なものであった。

それでは、総督府は、なぜ新制度の「地方議会」における民族比を官選協議会時代の比率と同様にする必要があると考えていたのであろうか。それは、おそらく台湾人政治運動に対する認識と関係していると考えられる。昭和一〇年七月、台湾総督府は、官制改正の説明資料を枢密院に提出した[26]。その資料のなかに、台湾人政治運動に対する総督府の見解が以下のように示されている。

「参考二　本島政治運動概況（昭和十年三月現在）」という説明資料は、「（一）　本島政治運動ノ特質」についてつぎのように述べている。

本島ニ於ケル政治運動ハ「台湾ヲ台湾人ノ台湾タラシムヘキ」意図ノ下ニ大正九年第四十四議会ニ六三法撤廃請願ヲ為シテ以来政事結社台湾議会期成同盟会ヲ中心トスル台湾議会請願運動、台湾民族ノ解放ヲ標榜スル旧台湾民衆党ノ策動及台湾ニ於ケル自治制度ノ確立ヲ単一目標トスル台湾地方自治連盟ノ運動カ主流トナリテ台湾民族ノ権利伸張、自由獲得ニ執拗ナル策動ヲ継続シ来ルモノニシテ或ハ合法的ニ或ハ非合法的ニ多少ノ消長

アリト雖モ終始一貫台湾民族ノ解放ヲ宗旨トシテ行動シ来レルコトハ本島政治運動ノ根幹ヲ為ス特質ナリ

ここで注目すべきことは、台湾議会設置請願運動、台湾民衆党および台湾地方自治連盟の目的は「或ハ合法的ニ或ハ非合法的ニ多少ノ消長アリト雖モ終始一貫台湾民族ノ解放」にあったと総督府が理解している点である。従来の研究では、台湾議会請願運動の支持基盤である一部の台湾人土着地主階級とその階級出身の政治エリートは、差別待遇の緩和を求める改良主義的姿勢を取っており、それゆえに、同運動の度重なる挫折を前にして、容易に統治側の内地延長主義に同調するという弱点を内在し、ついに昭和五年八月に台湾地方自治連盟を立ち上げ、台湾自治の理想を放棄し、自身の階級利害を守るために地方自治の改善に方向転換した、といわれてきた。すなわち、台湾地方自治連盟の成立は「「自治運動」から「地方自治」へと自己欺瞞ともいうべき矮小化の歴程を辿る」ものであり、「近代台湾民族運動の限界を如実に物語」ったものであったと位置づけられてきたのである。[27] 一九三〇年代以降の台湾人政治運動は、一九二〇年代のそれと比べて積極的に評価されない傾向が見られた。しかし、実際には総督府はまだ昭和一〇年三月という時点でも台湾人政治運動に対する警戒を緩めなかった。それは、台湾地方自治連盟に関する総督府の次の説明からも明らかである。

台湾地方自治連盟ハ……漸進的ニ一歩一歩本島人ノ権利、利益ノ伸張ヲ図リ遂ニ彼等最後ノ目標タル所謂台湾人ノ台湾タラシメントスル底意アルハ疑フヘカラサル所ナリ

総督府は、台湾地方自治連盟が漸進的に「一歩一歩本島人ノ権利、利益ノ伸張ヲ図」り「台湾人ノ台湾」という

「最後ノ目標」に接近していくという「底意」を有すると認識していた。それでは、台湾地方自治連盟がどのようにその「底意」を実現するのであろうか。「二、自治制施行ニ伴フ政治運動ノ帰趨」という項目では、このことがつぎのように述べられている。

（一）民族主義的ノモノ

民族主義ヲ指導精神トスル台湾地方自治連盟、旧台湾民衆党残存分子及各種民族的容疑団体ハ何レモ自治制施行ヲ一転機トシテ有力ナル政事結社ヲ結成シ合法的圏内ニ於テ宿望タル台湾人ノ権利伸張、自由獲得ヲ達成セムトスルノ傾向顕著……

「台湾地方自治連盟、旧台湾民衆党残存分子及各種民族的容疑団体」は、自治制の施行を契機にして、自発的な政治結社を結成しようとしており、「合法的圏内」の手段を使い、「宿望」である台湾人の権利、利益を主張していくであろう、と総督府は予測している。この説明資料から、台湾地方自治連盟のみならず、ほかの台湾人政治的団体に対しても、実際には合法的に活動すると装いながら、自民族の利害を主張していくという戦略を持った団体として理解されていたことがわかる。総督府はこのような「面従腹背」の台湾人政治運動を危険視したのである。

総督府の説明資料を検討したところ、台湾人政治運動に対する警戒が、「解散、停会、取消、原案執行等ニ関スル厳重ナル監督方法」のほかに、制限選挙と半数官選との併用を総督府に構想させたと推察することができる。[28] その狙いは、改正後の「地方議会」において、街庄レベルはともかく、議決機関の州会・市会では日本人が多数を占め、台湾政治運動側に主導権を握らせないようにすることにあった。[29]

以上のような厳しい制限のもとで行われた台湾の地方選挙は統治当局の意図通りになったのであろうか。ここでは、近藤正巳氏の『総力戦と台湾――日本植民地崩壊の研究』で明らかにされた選挙結果に依拠しつつ、「地方議会」の構成――民族比問題について考えてみたい。

まず、有権者の数についてである。昭和一〇年一一月と昭和一四年一一月に市会議員、街庄協議会員選挙が実施された。第一回選挙では、有権者は日本人三万九八六六人、台湾人一八万六九四六人であった。それを二五歳以上の男子人口総数からみれば、日本人は五八・六％であったのに対して、台湾人はわずか一九・七％であった。二五歳以上男子総数の有権者の割合は、昭和一五年では日本人六〇・一％、台湾人三〇・一％、昭和十八年では日本人七一・三％、台湾人五二・二％にそれぞれ増加している。台湾人二五歳以上の男子有権者は著しい増加を示している。制限選挙は明らかに日本人に有利な制度として設計されたが、選挙権制限要件が戦争インフレなどの影響によってその制限が実質的に緩和されたため、台湾人有権者は着実に増えていった。(30)

さて、このような条件のもとで行われた選挙は、どのような結果となったのであろうか。**表1**は、昭和一九年一〇月一日時点の「地方議員」数を表したものである。この表から、二回の選挙を経て、台湾人が過半数を占めたのは、街庄協議会だけであり、州会と市会では、日本人が過半数を占めていたことがわかる。注目すべきは、議決機関の州会・市会では、官選議員に占める日本人の割合はいずれも台湾人より高かったということである。このような台湾の地方選挙は制度的に日本人が優位を維持することができる仕組みを有していたといわれている。(31) 先述した昭和七年総督府の調査結果と比較すれば、改正後の「地方議会」は全体として、確かに総督府自身が述べたように、「内台人比率等モ現行制度ノ下ニ於ケル比率と畧ホ同様ナルコトヲ期待シ得ヘキ」ものであり、総督府の意図が貫徹されたとみてよいであろう。

表１　台湾「地方議員」数と民族比（昭和19年10月１日）

	官選議員			民選議員			合　計		
	日本	台湾	台湾％	日本	台湾	台湾％	日本	台湾	台湾％
州	60	19	24.1	40	37	48.1	100	56	35.9
市	110	40	26.7	50	81	61.8	160	121	43.1
街庄	571	1,157	67.0	78	1,500	95.1	649	26,547	80.4

出典）「台湾地方議員数及内台人別調」（水野直樹編『戦時期植民地統治資料五』柏書房，1998年，195～198頁）および近藤正巳『総力戦と台湾』（刀水書房，1996年，216～217）。

このような意図が込められた地方選挙に対して台湾社会はどのような反応を示したのであろうか。台湾人有権者の投票率は、一回目が九六・五％、二回目が九七・三％であった。[32] 選挙は総督府の強力な指導下で行われていたといわれるが、多数の台湾人有権者が選挙に参加したということは否定できない。さらに、州会・市会に進出した台湾人議員は、「新式「エリート」教育を受けた者」とくに「国語学校、医学校卒業生と日本留学経験者（法科）」がほとんどであり、とくに市会では政治・社会運動に参加した経験をもつ者もすくなくなかったと指摘されている。[33] 二回の選挙を経て、近代教育を受けた台湾青年層が積極的に選挙に参加した。これとともに、台湾地方政治の担い手の世代交代が進み、若い世代が政治改革に意欲をもって「地方議会」に進出した現象があったとも指摘されている。[34]

以上の選挙結果を踏まえて、さらに検討対象を二回の市会議員選挙結果に絞ると、つぎのような興味深い事実が見えてくる。市会選挙を検討する理由は、それが直接選挙であり、市会が議決機関であったからである。

表２は、市会議員数を官選民選別にまとめたものである。これによれば、台湾人の民選議員が一回目の六四名（約四九％）から二回目の七五名（約五五％）に増加したことがわかる。このことは、先述した台湾人有権者数の増加と無関係ではない。つまり、一回目では日本人が二六、四七九名、台湾人が二四、五七八名であったが、二回目では日本人が二八、三〇六名、台湾人が三八、三八〇名であった。[35] すなわち、

表２　市会議員数調べ

	第一回市会		第二回市会	
市別	日［官+民］	台［官+民］	日［官+民］	台［官+民］
台北	24［12+ 12］	12［ 6+ 6］	25［14+ 11］	15［ 6+ 9］
基隆	18［10+ 8］	10［ 4+ 6］	19［10+ 9］	9［ 4+ 5］
新竹	15［ 9+ 6］	13［ 5+ 8］	14［10+ 4］	14［ 4+ 10］
台中	17［ 9+ 8］	11［ 5+ 6］	18［11+ 7］	10［ 3+ 7］
彰化	12［10+ 2］	16［ 4+ 12］	13［11+ 2］	15［ 3+ 12］
台南	18［10+ 8］	14［ 6+ 8］	20［12+ 8］	12［ 4+ 8］
嘉義	16［ 9+ 7］	12［ 5+ 7］	16［10+ 6］	12［ 4+ 8］
高雄	20［11+ 9］	8［ 3+ 5］	22［13+ 9］	10［ 3+ 7］
屏東	14［ 8+ 6］	10［ 4+ 6］	15［10+ 5］	13［ 4+ 9］
計	154［88+ 66］	106［42+ 64］	162［101+ 61］	110［35+ 75］

出典）第一回の数字は，「一七　市会議員数調」『改正台湾地方制度実施概要』台湾総督府内務局地方課，昭和11年，171～172頁を参照したものであり，第二回の数字は，「二〇　第二回総選挙後ニ於ケル市会議員，街庄協議会員調」『台湾時報』５巻12号，昭和14年，204頁を参照したものである。

日本人有権者が一、八二七名増えただけなのに対して、台湾人有権者は一三、八〇二名も増えたのである。その結果、民選部分において、台湾人議員が日本人議員より多かったのは、一回目では新竹、彰化の二つの市会のみであったが、二回目では新竹、彰化、嘉義、屏東の四つの市会に増加したのである。台湾人有権者が積極的に台湾人候補者に投票した結果であると解釈できるのではないかと思われる。

ところが、注目すべきことは、市会議員の官選部分は、台湾人が一回目の四二名（約三二％）から二回目の三五名（約二五％）に減少し、日本人が八八名（約六八％）から一〇一名（約七五％）に増加した点である。半数官選制の調整により各市の台湾人議員の割合が低下させられた結果、台湾人議員が過半数をとったのは、二回ともに彰化市のみとなった（二回目の新竹市会では、日本人議員一四、台湾人議員一四）。彰化市会の台湾人

議員が過半数を占めた原因は、史料上必ずしも明らかにすることができないが、以下のようなことではないかと推測する。第一は、官選議員の内示は選挙が行われる前であったことである。[36] 第二は、彰化市の日本人有権者の少なさである。彰化市の日本人有権者の割合は、一回目選挙では約一六％（日：四五七、台：二、三八四）、二回目選挙では約一二％（日：四四〇、台：三、三一二）であった。[37] このように考えると、そもそも彰化市会の場合は、選挙前に有権者数から予測して官選議員を決めたとしても（制度改正の意図から台湾人官選議員がゼロの可能性が低い）、選挙後に台湾人議員が過半数以上になる可能性が高かったと思われる。

以上の検討から、民選の枠において台湾人有権者の支持により台湾人議員が増加したことが明らかになるとともに、半数官選制度により調整が行われた結果、彰化市会を除き市会における日本人の優勢が維持されたことも確認できるのである。

さて、初回市会の台湾人議員の学歴をみれば、先述した近代教育を受けた台湾人が選挙に参加したことがより明白である。台湾人市会議員一〇六名のうち、高等教育を受けた者が七二名であった。すなわち、民選の場合では、総督府国語学校が八人、総督府医学校が一二人、日本留学経験者が二三人であった。[38] 官選の場合では、五〇代が四二人と多数を占めているが、そのうち、総督府医学校八人、総督府国語学校一一人、日本留学経験者一〇人であった。[39] 官選協議会時代と比べて、初回市会では、弁護士が一人から七人（民選五人）、医者が一四から二五人（民選一七人）に増えていることも確認できる。[40] 台湾人医師・弁護士といったエリート層が積極的に地方政治に参加するという現象は、[41] 戦後台湾の政治発展においてもよくみられたが、すでに植民地統治下で確認できる。

以上のように、昭和一〇年改正によって設置された「地方議会」の構成は、全体として、議決機関の州会・市会においては、日本人が多数であり、諮問機関の街庄協議会においては、台湾人が多数であった、という特徴を有し

ていたといえる。納税額五円以上の制限選挙は、戦争インフレ等の影響によって、台湾人有権者数が増加することになり、実質的にその要件が緩和されることになったが、議決機関の州会・市会においては、なお日本人優位を維持することができたのは半数官選制の恩恵であったといえよう。このような厳しい制限が課された地方選挙にもかかわらず、近代的な教育を受けた台湾人エリート層が選挙制度を通じて「地方議会」に参加していたことも確認できる。この点のみを見れば、台湾人の植民地統治に対する合意を調達する制度改正の狙いがある程度実現したといってよいであろう。

第二節　「地方議会」の権限

次に、「地方議会」の権限がそれまでと比べてどのように変更を加えられたかについて検討する。従来の研究では、「地方議会」に対する官僚的統制に関心が向けられ、いかなる権限が与えられたのかについてあまり言及は見られなかった。本節では、それを前提としつつ、地方団体の権限拡充と関連して「地方議会」の権限を考察する。

まず、「地方議会」の権限について主な変更点は、つぎのとおりである。

（一）改正法では州会・市会が議決機関と改められた。その議決事項については、概括主義ではなく、列挙主義がとられた。たとえば、市会に関してはつぎにように規定している。

第一六条　市会ハ市ニ関スル左ノ事件及法令ニ依リ其ノ権限ニ属スル事件ヲ議決ス

一、市条例ヲ設ケ又ハ改廃スルコト

二、歳入出予算ヲ定ムルコト

三、決算報告ニ関スルコト
四、法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、市税又ハ夫役現品ノ賦課徴収ニ関スルコト
五、市債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ変更スルコト但シ第六十七条第二項ノ借入金ヲ除ク
六、基本財産及積立金穀等ノ設置、管理及処分ニ関スルコト
七、不動産ノ管理及処分ニ関スルコト
八、継続費ヲ定メ又ハ変更スルコト
九、特別会計ヲ設クルコト
十、歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負担ヲ為シ又ハ権利ノ抛棄ヲ為スコト
市尹必要アリト認ムルトキハ前項ニ掲グル事件ノ外市ニ関スル事件ヲ市会ノ議決ニ付スルコトヲ得

州会の場合は、上に挙げた市会の議決事項の一、七および第二項の列挙主義を緩和する規定[42]が見られなかった（州制一四条）。州会の権限が市会より制限されている。つぎに、街庄協議会の諮問事項では、街庄協議会は諮問機関であるため、市会の議決事項のうち「決算報告ニ関スルコト」を削られている。また参事会が存在しないため、「訴願、訴訟及和解ニ関スルコト」の諮問を受ける権限が加えられている。

これら議決事項、諮問事項で注目すべき点は、市街庄の条例制定権が第一項目として明記されたことである。これは、昭和一〇年改正が州・市・街庄の法人格を明記したことと無関係ではない。たとえば、市制はつぎのように規定している。

第一条　市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範囲内ニ於テ其ノ公共事務及法律、勅令又ハ律令ニ依リ市ニ属スル事務ヲ処理ス

第五条　市内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ市住民トス

市住民ハ本令ニ従ヒ市ノ営造物ヲ共用スル権利ヲ有シ市ノ負担ヲ分任スル義務ヲ負フ

第六条　市ハ市住民ノ権利義務又ハ市ノ事務ニ関シ市条例ヲ設クルコトヲ得

市ハ市ノ営造物ニ関シ市条例ヲ以テ規定スルモノヲ除クノ外市規則ヲ設クルコトヲ得

市条例及市規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スベシ

街庄制の第一条、第五条、第六条は同様な内容を有する。旧法では、市・街庄が「法律勅令又ハ律令ニ依」り市街庄「ニ属セシメタル事務ヲ処理ス」と規定するため、市街庄は「単ニ委任事務ニ関スル規定ヲ存スルニ過」ぎない。改正法は、法人格を明示するとともに、委任事務と「法令ノ範囲内」における地方団体の「存立ノ目的タル公共事務」[43]との範囲を明確にした。市街庄の条例制定権の範囲は、旧法では「特別税使用料及手数料ニ関スル事項竝営造物ノ使用ニ関スル事項」のみに限定されていたが、改正法においては広く市・街庄住民の権利義務と市街庄の事務に拡大されたのである。[44]そして、市街庄条例を制定するには、市会の議決又は街庄協議会の諮問を要するとされている。ちなみに、州には法人格が与えられたが、州住民の規定、条例制定権や規則制定権が与えられていない。

（二）州会・市会には、州・市の「公益ニ関する事件ニ付意見書ヲ関係行政庁ニ提出スルコトヲ得」という意見書提出権（州制一七条・市制一九条）が与えられた。後述するように、州会・市会のなかには意見書提出権を利用し、地域利益に関わる要求を合法的に植民地政府に提議するところも見られた。

（三）州会・市会または街庄協議会には「行政庁ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スベシ」という諮問答申権（州制一八条・市制二〇条・街庄制一七条）が与えられた。諮問があるのはつぎの二つの場合である。州・市・街庄の廃置分合または区域変更の場合における財産処分（州制・市制・街庄制の三条）と、市街庄組合または街庄組合の設置、解散の場合（市制八〇条、街庄制七二条）である。旧法では、州知事、市尹、街庄長の意見のみを徴しても処分し得るとなっていたが、改正法では、関係ある州会・市会または街庄協議会の意見を徴する必要があると改められた。このことは「議決機関の存立を確認重視して居る一つの現れと見るべき」[45]であるといわれる。

（四）会議規則と傍聴人取締規則に関しては、旧法ではそれぞれ上級官庁の台湾総督、州知事、市尹の認可を得なければならないと規定されていたが、改正法では、「台湾総督ノ定ムルノヲ除」いて、州会・市会の議決または街庄協議会の諮問を経て、州知事・市尹または街庄長がこれを定めると改正された（州制一九条、市制二一条、街庄制一八条）。

（五）副議決機関の州、市参事会は、州会・市会より委任を受けた事件の議決権限、州・市会に故障あるとき、州・市会の代わりに議決する権限、訴願、訴訟および和解に関する事件の議決権と、その他法令により州・市参事会に属する権限等を有する[46]。

（六）州・市の予算に対する認可制度が廃止された。旧法は、州予算は台湾総督、市予算は州知事の認可を受けて成立すると規定していたが、改正法では、州・市の予算は州会・市会の議決によって成立すると改められた（州制六七条、市制六八条）。

以上のように、改正法では、地方団体の権限拡充とともに「地方議会」の権限も広げた側面を確認することができる。しかし、これまでの研究でも論じられているように、他方では地方官僚機構の監督権限も整備・強化されて

いる。

前述したように、州会・市会・街庄協議会の進行をとりしきる議長は、州知事・市尹・街庄長が兼任すると規定されており、官選協議会時代と変わらない。行政の長が議事機関の議長を兼任することは、朝鮮の地方制度と同様であるが、その目的について新竹州内務局の西村徳一地方課長はつぎのように説明している。

内地の制度に於ては議長は議員より選ばれることに成つて居るのでありますが、議決機関の勢力の餘りに強大となることは内地に於ても各種の弊害を醸し易いのでありまして、今回の改正に於ては本島の特殊事情をも併せ考慮して理事機関を以て議長に充て、以て市会又は街庄協議会の専横なる議決を防止することとせられたるものと解されるのであります。[47]

要するに、議長を議員より選出する本国の地方制度とは異なり、「理事機関を以て議長に充て」る目的は、「本島の特殊事情」を考慮し、市会と街庄協議会の「専横なる議決」を防ぐことにあったのである。

さらに、議決機関の設置とともに執行機関の監督権限は、以下のように新たに定められた。

改正法では、市会または市参事会の議決は「明ニ公益ヲ害シ又ハ市ノ収支ニ関シ不適当ナリト認」められたとき、選挙は「其ノ権限ヲ越エ又ハ法令若ハ会議規則ニ背クト認」められたとき、市尹に再議権、再選挙権が付与された。ただし、「特別ノ事由アリト認ムル」時は、市尹は「州知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得」とされる（市制三一・三二条）。また、市参事会において「議決又ハ決定スベシ事件ニ関シ臨時急施ヲ要スル」場合、市参事会が成立しないときまたは「市尹ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムル」ときは、市尹はこれを「専決処分シ

次回ノ会議ニ於テ其ノ処分ヲ市参事会ニ報告スベシ」と規定されている（市制三四条）。州知事の、州会に対する関係も同様である（州制二九～三二条）。また、州会・市会の停会権がともに州知事に与えられた（州制三三条、市制八八条）。このように、官吏の州知事・市尹は、議決機関の州会・市会に対して、再議、原案執行、議決の取り消し、専決処分をもって対処することができるのである。

街庄長は、街庄協議会が成立しないとき、会議を開くことができないとき、または諮問に応じないとき、「庁長又ハ郡守ノ指揮ヲ請ヒ諮問ヲ経ズ」して、街庄に関する事項を処分することができるとされた（街庄制二三～二五条）。

また、改正法では、選挙制度の導入とともに、州会・市会と街庄協議会に対する解散権（州制七九条、市制八七条、街庄制七九条）と、市会・街庄協議会に対する停会権（市制八八条、街庄制八〇条）の規定も新設された。

以上のように、執行機関としての州知事・市尹・街庄長の権限が整備・強化されたことは、今回の改正において重要な点であった。この点について、総督府内務局の石井龍猪地方課長は次のような見解を述べている。

（前略）決シテ議決機関ニナツタカラ、理事者ニ一泡吹カシテヤラウト云フ様ナ気勢ヲ遁レンガ為ニ、強イテ制限シタノデハナイノデアリマシテ、地方行政ノ健全ナル運用ヲ為サンガ為ニ制限シタノデアリマスカラ、苟モ州、市ノ重要ナル事項ニ就テハ殆ンド議決機関ノ門ヲクグルト云フコトニナツテ居リマス。従ツテ州市ノ真面目ナ仕事ニ就テハ自由ニ意見ガ述ベラレル様ニナツテ居ルノデアリマス。制限的デアルノハ民意ノ鋭鋒ヲ避ケル為ニ、巧ク工夫シテ居ルノデアルト云フ様ニ御考ニナルコトハ、非常ナ間違ヒデアリマシテ、議決機関トシテ自由ニ議論ガ出来ルノデアリマス。併シ自由ニ議決ガ出来ルカラト云ツテモ違法ナコト、無茶ナコトハ勿

論議決出来ナイノデアリマス

（前略）唯内地ノ様ニ色々政党ナリ、党派ト云フモノガ発達シマシテ事ノ善悪ハ兎ニ角、一ツ理事者ニ一泡吹カシテヤラウト云フコトニナルコトモアルノデアリマスガ、理論上、真面目ニ州、市、街、庄ノ進歩発達ト云フコトヲ念トスルモノナラバ、如何様ニ議論シテモ別ニ差支ナイノデアリマス。（中略）乍併斯ル議決機関ヲ楯ニシテ州、市、街、庄ノ事務ト云フ名ノ下ニ、実ハ他ノ目的ヲ以テ、何等カノ私心ヲ逞シウシ或ハ本島ニ於テハ一部ノ人ガ心配サレテ居リマス通リ充分ニ自治行政ガ判ラナイ方ガアリマス為ニ、其ノ機会ヲ利用シテ他ノ考ヲ実行スルト云フ様ナコトガアリマスナラバ、之ハ無論此ノ制度ヲ理解サレナイ、全然話ノ違ツタコトデアリマスカラ、之ニ対シテハ理事者ノ別ノ方面ノ監督ナリ、何ナリノ作用ヲ以テ矯正シテ行キ、断ジテ此ノ自治機関ヲ曲ゲラナイ様ニ、自治組織ガ穢サレナイ様ニシテ行クト云フコトガ必要デアルト思ヒマス。(48)

石井は、基本的に「真面目ニ州、市、街、庄ノ進歩発達ト云フコトヲ念トスルモノ」であれば、「如何様ニ議論シテモ別ニ差支」ないと述べている。これは前章でみた児玉拓務大臣の答弁でも見られたことであった。注目すべきところは、「議決機関ヲ楯」にして「実ハ他ノ目的ヲ以テ、何等カノ私心ヲ逞シウシ或ハ其ノ機会ヲ利用シテ他ノ考ヲ実行スル」という箇所である。というのは、これは先述した台湾人政治運動に対する総督府の認識とほぼ一致するからである。このことは、新竹州内務局の西村地方課長のいう「本島の特殊事情」の一端として考えても不自然ではないであろう。「地方行政ノ健全ナル運用」が行われる制度的保証として、地方団体に対する官僚的統制が整備・強化されたのである。

以上のように、州会・市会・街庄協議会の権限が拡充される一方、さまざまな点でそれを制限できる制度的工夫

がなされていたと言わざるを得ない。監督官庁が議決を変更できるという規定からみても、議決機関の要求がそのまま実行される保証はどこにもなかった。しかし、州・市・街庄の法人格が明文化されたことの意味は大きい。[49] 市・街庄には条例・規則の制定権という「自主立法権」が認められたのである。[50] 台湾人「地方議員」は、こうした一定の制限のもとで権限が拡充された「地方議会」を通じて、自らの要求を統治側に要望していた。次章ではこの点を詳しく検討していきたい。

（1）「地方議会」という言葉を使用する理由は、議決機関（州会・市会）と諮問機関（街庄協議会）が混在したからである。また、当時において、それぞれの構成員の呼称は州会議員、市会議員、街庄協議会員であるが、本稿では、それらを全体として捉える場合は、「地方議員」とも記す。

（2）植民地台湾の地方自治は、住民自治と団体自治の二つの制度を要素とする現代的な意味での地方自治ではなかった。統治当局が自らも認めるように、その特徴は「比較的官治的色彩ノ濃厚ナ点ト選挙制ガ制限選挙デアル点」であった（「台湾地方自治制度ノ概要（調書）」JACAR、アジア歴史資料センター、Ref. B02031444500、台湾人関係雑件／台湾地方自治制度ノ概要（調書）（B-A-5-3-003）、外務省外交史料館）。本稿では、一応「地方自治」という言葉を使用するが、それはあくまで以上のような意味での限定された「地方自治」であることを予めおことわりしておく。

（3）この点については、許世楷『日本統治下の台湾――抵抗と弾圧』（東京大学出版会、一九七二年）、黄昭堂『台湾総督府』（教育社、一九八五年）、若林正丈『台湾抗日運動史研究（増補版）』（研文出版、二〇〇一年）、近藤正巳『総力戦と台湾――日本植民地崩壊の研究』（刀水書房、一九九六年）、山中永之佑「殖民地統治法與内地統治法之比較：以日本帝国在朝鮮與臺灣的地方制度為中心的討論」（『臺灣史研究』中央研究院臺灣史研究所、第一四巻第四期、二〇〇七年）などの研究が挙げられる。

（4）前掲『総力戦と台湾――日本植民地崩壊の研究』一四五頁。

（5）前掲『総力戦と台湾――日本植民地崩壊の研究』二〇八～二一三頁参照。

（6）岡本真希子「一九三〇年代における台湾地方選挙制度問題」（『日本史研究』四五二号、二〇〇〇年）一九四頁。

（7）後藤乾一「アジア太平洋戦争と「大東亜共栄圏」一九三五―一九四五年」（『東アジア近現代通史　六』岩波書店、二〇一一年）七頁。

（8）前掲「一九三〇年代における台湾地方選挙制度問題」一九二～一九三頁。

（9）糟谷憲一氏は、大正九年から始まった植民地朝鮮の地方選挙とそれを通じて地方諮問機関への参加が「朝鮮人の上層の多数を総督府の地方支配機構・植民地権力の側に引き寄せる、という政治的役割を果」たしたと指摘されている（「朝鮮総督府の文化政治」『近代日本と植民地　二　帝国統治の構造』岩波書店、一九九二年、一四三頁）。

（10）近年、いわゆる植民地期の「対日協力」をめぐって注目すべき研究がなされている。とくに、並木真人氏の一連の論考は注目すべきである。並木氏の議論は、植民地政府と被統治者の政治勢力の間には、不平等かつ不均衡でありながらも、多様な交渉の回路（channel）が構築され、そこでさまざまな交渉（bargaining）が行われていたと措定し、このような交渉の過程を通じて、抵抗と屈従との間に、植民地統治下という限定つきの「公共領域」の成立が一応見て取れると指摘されており、「公共領域」という交渉回路を設定したことが重要である（前掲「植民地期朝鮮における「公共性」の検討」三谷博編『東アジアの公論形成』東京大学出版会、二〇〇四年）。

（11）並木真人「植民地期朝鮮人の政治参加について―解放後史との関連において」（『朝鮮史研究会論文集』三一、一九九三年）四〇頁。

（12）このような朝鮮人の植民地経験については、それが戦後の韓国の民主化に一定の寄与をしたと指摘する三谷博氏の議論（「序論公論形成」前掲『東アジアの公論形成』一七頁）と、北朝鮮の建国も視野に入れて検討すべきと指摘する並木真人氏の議論（「「植民地公共性」と朝鮮社会――植民地期後半期を中心に」『日韓共同研究叢書一六　「文明」「開化」「平和」――日本と韓国』慶応義塾大学出版会株式会社、二〇〇六年、二二四～二二五頁）がある。

（13）「市制町村制ト朝鮮ニ於ケル府制・邑面制又ハ臺灣ニ於ケル市制街庄制トノ主ナル差異」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B02031283000、本邦内政関係雑纂　第三巻（B-A-5-0-003）（外務省外交史料館）六頁。

（14）小浜浄鉱『台湾の地方制度』（一九三三年、台湾中央図書館台湾分館所蔵）一六～一七頁。

（15）「秘　昭和一〇年二月　地方制度改正説明書」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A01200686200、公文類聚・第五十九編・昭和十年・第二巻・政綱二・地方自治二（台湾・統計調査）・雑載（国立公文書館）。

(16) 前掲「朝鮮総督府の文化政治」一三六頁。

(17) 「昭和六年府会議員立候補者当選者選挙権者投票者数調」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B05014017200、朝鮮人関係雑件／朝鮮地方自治制度ノ概要（調書）（B-A032）（外務省外交史料館）。

(18) 台湾総督府内務局長の小浜浄鉱は、「納税要件を資格要件と為したるは本島住民の自治的訓練は未だ充分ならざるものある為内地の旧制度に倣ったのであり、租税年額五円以上とせるは朝鮮の例に倣ひたるものである」と述べている（「台湾地方制度の改正に就て―附、市会議員街庄協議会員選挙の結果」『都市問題』二三巻一九三六年一月号）一六頁。

(19) 前掲「一九三〇年代における台湾地方選挙制度問題」一八二～一八三頁参照。

(20) 「予算委員会議録　第一二回　昭和一〇年二月五日」四七頁中段。

(21) 前掲『台湾の地方制度』一一頁。

(22) 「予算委員第一分科会議録　第四回　昭和一〇年二月九日」一二頁中・下段。

(23) 昭和五年朝鮮地方制度改正のときに朝鮮総督府政務総監だった児玉拓務大臣が昭和一〇年二月五日の答弁でつぎのように述べている。

　現ニ朝鮮ニ於キマシテモ同様ノ実例ヲ見テ居リマスノデ、斯ノ如ク腹蔵ナイ意見ヲ議場ニ於テ議論致シマシタ結果ト云フモノハ、却テ精神的融和ノ基ニナルト私ハ考ヘテ居リマス（「予算委員会議録　第一二回　昭和一〇年二月五日」四六頁）。

(24) たとえば、『台湾日日新報』ではつぎのようなことが報道されている。昭和七年一一月二九日、「新規自治機関の代議員は全部民選　台湾における自治制度実施　総督帰任の上具体化に着手」。昭和八年四月五日、「自治案既に成って明年度から実施の方針」という見出しのもとで「その内容は市、州に決議権を付与し五円以上の納税者といふ制限選挙、街庄は依然諮問機関とし、州協議会員は半官半民の選挙でこの選挙権は市街庄協議会員のみに与へられること」と報道されている。昭和八年九月一一日、市街では三分の二民選、庄では半数民選、市街が議決機関で庄が諮問機関、という改正の内容が報道されている。

(25) 『斎藤実関係文書』（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

(26) 「昭和一〇年七月　台湾総督府官制中○台湾総督府地方官官制中ヲ改正ス・（外事課設置等並基隆水上警察署設置等ニ

伴フ増員）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A01200691200、公文類聚・第五十九編・昭和十年・第十三巻・官職十一・官制十一（台湾総督府一）（国立公文書館）。

(27) 劉夏如「植民地法制過程と台湾総督府評議会（一八九六―一九二一）――総督政治・法制官僚・地方名望家」（『東アジア近代史』創刊号、一九九八年）八五頁。

(28) 昭和一〇年の地方制度改正に対して、陸軍の要人は異なる考えを持っていたようである。南次郎関東軍司令官が昭和一〇年二月二六日付の児玉拓務大臣宛に送った書簡においては、つぎのような興味深い箇所が見られる。

扨て台湾の自治制は時機尚早と被存候。領台四十年未だ日本語の通せざる地方ありの事、此の如き統治は其の多くを文官総督の文化方針に禍根を有すと承知致居候。実は寺内君をして中川君に、又小生出発前に尊兄にも自治尚早を述べんと考へ居りしか、遂に雑事に取紛れて失念致候次第なり。併し既に政府案として提出せし上は今更ら引込めも成り難くと存候。只時機尚早の感は何としても取り去り得ざる次第に候（尚友倶楽部児玉秀雄関係文書編集委員会『児玉秀雄関係文書Ⅱ　昭和期』同成社、二〇一〇年、二七一頁）。

この資料から、南関東軍司令官は帝国議会開会以前に、台湾の自治制が「時機尚早」だと児玉拓務大臣に告げようとしたこと、また、寺内寿一台湾軍司令官（昭和九年八月～昭和一〇年一二月）も南関東軍司令官と同様な考えを持っていたことがうかがえる。

(29) 台湾人政治運動の言論機関誌である『台湾新民報』は、昭和五年一〇月二八日から三回連載の「協議員の比率問題研究――自治制改革上一大難問題だ」というコラムにおいて、地方選挙が行われる場合には、議会における民族比率が最も懸念される事柄の一つだと指摘したうえで、人口数などの統計データを分析して、つぎのような選挙制度を「予測」している。

現在制度の様に固定して内地人に圧倒的地位を依然維持させる為には、かなり巧妙な小細工を弄しなければならぬ、（中略）然らば如何に現在の比率を保つ事にするか。或は半数を民選にして、半数を官選にして、官選の数によつて調節するのではなからうかと思ふ（昭和五年一〇月二五日）

(30) これらの数値は「表3―⑦　台湾地方議会議員選挙有権者数年別調べ」に参照したものである（前掲『総力戦と台湾――日本植民地崩壊の研究』一九八～一九九頁参照）。

(31) 前掲『総力戦と台湾――日本植民地崩壊の研究』二一八頁。

(32) それぞれの数値は、『改正台湾地方制度実施概要』（台湾総督府内務局、一九三六年）一五七頁および「七、市会議員及街庄協議会員選挙投票者」（『台湾地方行政』五巻一二号、一九三九年、一四三頁）を参照した。

(33) 前掲『日據時期台湾社会領導階層之研究』一九九～二〇二頁参照。

(34) 何義麟『二・二八事件――「台湾人」形成のエスノポリクス』（東京大学出版会、二〇〇三年）三一頁参照。

(35) ここでの数値は、「一二　投票率調」前掲『改正台湾地方制度実施概要』および「一　市会議員及街庄協議会員選挙人」前掲『台湾地方行政』五巻一二号によるものである。

(36) 昭和一〇年一一月八日の『台湾日日新報』は、「地方自治制の一頁　けふ選挙告示される官選議員もそれぞれ内示され」という見出しのもとに報道されている。ちなみに、朝鮮の官選議員の選任については、「選挙前に内命を下して立候補させずに置き、民選議員の当選者と同時に発表」するという方法であったといわれる（唐沢信夫『台湾島民に訴ふ』新高報社、一九三五年、二八四頁）。

(37) この有権者数の数値は、前掲「一二　投票率調」および「一　市会議員及街庄協議会員選挙人」により算出したものである。

(38) この数値は「表4―3―3　一九三五年台人民選市会議員概況表」により算出したものである（前掲『日據時期台湾社会領導階層之研究』二〇三～二〇五頁参照）。

(39) この数値は「表4―3―4　一九三五年台人官選市会議員概況表」により算出したものである（前掲『日據時期台湾社会領導階層之研究』二〇五～二〇七頁参照）。

(40) この数値は「市会議員市協議会員職業調」によるものである（大塚正「市会議員への変遷種々相」『台湾地方行政』第一巻四号、一九三五年、一〇〇頁）。

(41) 前掲『総力戦と台湾――日本植民地崩壊の研究』二〇六頁。

(42) 台湾総督府内務局長の小浜浄鉱は、州会・市会の議決権について「重要なる事項のみを議決し得る所謂限定列記主義を採用したが、市会に在りては市尹必要ありと認むるときは限定事項以外に之を其の議決に附し得る事として限定列記主義を緩和した」のである説明している（前掲「台湾地方制度の改正に就て―附、市会議員街庄協議会員選挙の結果」二

○頁）。

(43) 『台湾市街庄執務便覧』（台中州地方課、一九三五年）四頁。

(44) 同上、六頁。

(45) 西村徳一（地方理事官地方課長）「地方制度改正要旨説明」（『市街庄協会雑誌　地方制度改正特輯号』新竹州市街庄協会、一九三五年七月）二九頁。

(46) 前掲「台湾地方制度の改正に就て―附、市会議員街庄協議会員選挙の結果」二〇頁。

(47) 前掲「地方制度改正要旨説明」一四頁。

(48) 石井龍猪『改正地方制度ノ趣旨ニ就テ』（台北州、一九三五年八月七日発行、国立台湾大学図書館蔵）一五～一七頁。

(49) このことは、州・市・街庄をあくまで行政区画とし、自治的要素を入れるべきではないとする従来の地方制度（拙稿「大正九年台湾地方制度の成立過程（一）（二・完）――台湾総督府における地方制度改革事業を中心に――」『阪大法学』第六〇巻第六号、第六一巻第一号を参照）を軌道修正したものであるといえよう。

(50) 戦後の台湾では、一九九九年の「地方制度法」の制定・施行するまで、各地方公共団体（省、縣、郷鎮市）には本格的な自主立法権が付与されていなかった（蔡秀卿「第三章　我国地方自治法制之歴史」『地方自治法』三民書局、二〇〇九年）。